

土佐清水市地元業者優先発注に係る取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務、物品購入及び委託業務等契約の執行にあたり、本市の経済の振興と地元企業の育成を図るため、地元企業への発注に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、土佐清水市契約規則（昭和59年規則第1号）（以下「規則」という。）第24条に定める競争入札者の指名における運用基準の範囲内において適用するものとする。

2 地方公共団体の物品等又は特定の役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける契約については、この要綱を適用しない。

(有資格業者の区分)

第3条 規則第23条第1項に定める入札参加資格審査申請を行い、同条第2項に定める入札指名者名簿に登載された事業者（以下「有資格業者」という。）を次のとおり区分し、認定する。

区分		定義
地元業者	市内企業	法人登記簿上の本店若しくは本社が市内にある有資格業者又は主たる事業所が市内にある有資格業者をいう。
	準市内企業	市内にある支店、営業所等の長等に本市との契約に関する権限を委任している有資格業者をいう。ただし、本市調査により、支店、営業所等としての実態がないと認められた者を除く。
幡多地域企業		地元業者に該当しない業者のうち、幡多郡内（土佐清水市、四万十市、黒潮町、宿毛市、三原村、大月町）に本店若しくは本社がある有資格業者又は事業所（支店、支所、営業所を含む）がある有資格業者。ただし、本市調査により、支店、営業所等としての実態がないと認められた者を除く。
その他企業		上記以外の有資格業者をいう。

(指名又は選定の順位)

第4条 指名競争入札により契約を締結するときは、競争性の確保に配慮するとともに、指名又は選定が特定の有資格業者に偏ることや固定化することがないように留意し、次の順位にしたがって有資格業者を指名又は選定をするものとする。

第1順位 市内企業

第2順位 準市内企業

第3順位 幡多地域企業

第4順位 その他企業

2 前項において、市内企業では、規則第24条第1項に規定する競争入札に参加する者が5人に満たず競争性が確保できない場合もしくは市内企業が取扱いできない場合は、下位の順位の有資格業者から指名又は選定するものとする。また、有資格業者で5人以上での競争入札の実施が困難と認められる場合に規則第24条第1項に規定する入札指名者名簿に登載されていない者を指名するものとする。

(選定の例外)

第5条 前条第2項の規定の例外として、当該契約の請負金額、規模等を鑑み、市内企業のみかつ5人未満の指名とする場合は、建設事業管理審査委員会において審議のうえ決定するものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年5月1日から施行し、5月1日以降に指名又は選定する指名競争入札から適用する。